

VI 学生への生活支援

(1) 学校生活支援への取組状況

①進路・就職に関する支援体制

進路・就職に関する支援体制は以下のとおり行っています。

1年次

- 1) 入学時のオリエンテーション
- 2) 4月～5月 個人面談
- 3) 7月 介護実習開始前
- 4) 10月 後期授業開始前
- 5) 3月 介護実習終了後

2年次

- 1) 進級時のオリエンテーション
- 2) 7月 介護実習開始前
- 3) 10月～11月 就職未内定者個別指導
- 4) 11月～2月 就職未内定者、進路未定者の個別指導

就職試験の指導として、

- 1) 希望に沿った施設選び、2) 履歴書の書き方、3) 模擬面接 を行っています。

進学希望者には、本人の希望を尊重し、相談、受験勉強指導を通じて合格を目指しています。この指導により、過去の進学を希望する学生はすべて合格しています。

②学生相談に関する体制

学生からの相談は、基本的にクラス担任が対応します。解決方法がみつからない場合は、介護福祉科の教員間で共有し解決方法を話し合います。相談内容等はすべて記録して、個別面談の時間を充分に確保します。また、学内には学生相談室を設置し、相談の内容により使い分ける体制が整備されています。

③課外活動に対する支援体制

実習施設等で募集があるボランティアや各種団体が行う活動のボランティアには積極的に参加するよう、学生には指導しています。

④社会人のニーズに対する教育環境の整備

在籍学生の半数以上を社会人が占めています。その多くは、再就職を目指し入学した者や主婦です。社会人に対する支援としては、1) 希望者に対して自動車通学を許可していること、2) 通常授業時間が1日最大3コマ（9時00分～14時30分）で行われていることです。

今後も社会人が多く入学してくることを考慮し、社会人のニーズに対する教育環境の充実を検討してまいります。

(2) 生活上の諸問題への対処

①学生の生活環境への支援体制

定期的な個別面談に加え、学生の学校生活態度や欠席・遅刻・早退などの授業出席状況など、学生に変化を感じた場合は、そく個別面談を実施するようにしています。

また、親元を離れて一人暮らしをして通学している学生には、とくに生活の変化に留意して支援する体制を整えています。

②保護者との連携

学生の学修状態の不良や学校生活の変化など、個別指導だけでは対応できない事項について、必要に応じて保護者との3者面談を実施しています。学生の学校生活での一面を共通の認識とできる保護者との連携は、卒業に向けた指導にも協力を得られる大変重要なものです。

③学生の健康管理を担う支援体制

毎年5月末までに学生を対象とした健康診断を実施しています。診断結果に異常が見つかった場合は、本人の健康保持と介護実習の際の良好な健康状態の証明のため、速やかな受診を勧めています。

また、学内には保健室を設置しているため、体調を崩した学生は保健室で静養ができます。その際看護師資格を有する教員が学生の経過を観察します。学生の精神的な相談に対しては、まずは担任教員が学生相談室等で対応し、精神的な健康管理に努めています。

④学生の経済的側面に対する支援体制

授業料等減免制度規程により、入学前の対策として、入学試験の成績によるもの、入学希望者の経歴によるものにより、授業料の一部を減免する制度を設けています。入学後の対策として、日本学生支援機構が実施する奨学金制度の貸与が可能となっています。その他教育訓練給付制度の受給が可能となる学科として、厚生労働大臣の指定を受けています。授業料等の納付時期については、学生の申出による分納・延納に柔軟に対応する体制を整備しています。

また、授業料等減免制度規程により、特例の手続きとして、特別な事由により授業料の一部減免を認める体制が整備されています。